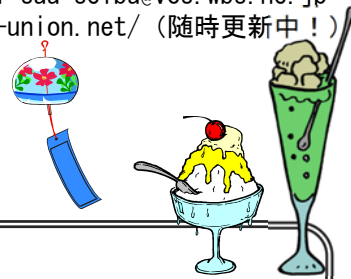


# 不二速報

発行日 2015年8月3日

第4号 2015年度前半団体交渉成果報告号【全教職員配布号】



## 2015年度前期の団体交渉の成果について パート職員（法人化前雇用）の賃金改善（7月より）と 東西新幹線通勤費の全額支給（来年度より）の実施実現！

5月末の「専門業務型裁量労働制に関する労使協定」の失効問題に端を発した大学側との交渉（事務折衝4回と団体交渉2回）の結果、7月22日に大学側より「パート職員の待遇問題」と「東西交通費の実費支給」についての下記回答がありました。

### 1. パート職員の待遇問題：法人化前雇用パート職員の時間給の1000円への引上げ実現

法人化（2004年）前雇用のパート職員の一部の方は、十分な昇給前に法人化後の単価表で固定されたため時間給940円で頭打ちとされて来ました。教職員組合は、パート職員全体の賃金改善と共に、パート職員間で発生している不当な格差を是正するように求めて来ました。

今回、大学側から「法人化後の一律単価設定により、著しく部内の均衡を失すると思われる者の単価について、1時間1000円に改訂する」との回答を得ました。非組合員を含めると適用者は10名を超えます。もちろん現行のパート職員の時間給上限（1095円）には達しない金額ですが、一層の改善に向けて引き続き交渉していく予定です。またパート職員全体の賃金改善も取組んでいきます。

### 2. 東西交通費の実費支給：静岡市と浜松市間等の県内新幹線通勤の個人負担解消の実現

東西キャンパス間への勤務地異動に伴い静岡市と浜松市間の通勤を行う場合、現在新幹線料金の二分の一しか支給されず、大きな個人負担を強いられて来ました。教職員組合は、職務命令で東西間の通勤を余儀なくされた職員への新幹線代実費の支給を、使用者側の当然の責任であると要求して来ました。

今回、大学側から「新幹線料金に係る県内の新幹線通勤者に対して全額支給を来年四月から実施する方向で検討する」との回答を得ました。文書上の表現は「検討する」ですが、実施の確約であることを事務折衝で確認しています。該当者は50名を超えるとのこと。

## 大学と過半数代表者（静岡事業場と浜松事業場）との間で 「専門業務型裁量労働制に関する労使協定」が更新されました。

教職員組合は、裁量労働制は専門研究職である教員の最も基本的な労働条件に関わる問題であるとして、当労使協定の失効を機会にその内容改善について過半数代表と協力しながら大学側と粘り強く交渉を重ねて来ました。特に、①みなし労働の対象となる勤務内容の明確化、②休日労働に対する時間外割増賃金の支払いを適正に行うこと、③苦情処理の手続きのより具体的な記述、④裁量労働に関わるデータ等の過半数代表への提供義務の明確化、⑤更新に当たっての労使間の協議の明確化などについて協議を重ねて来ました。主なポイントは以下の点です。

- ① 裁量に委ねられないにも関わらず、みなし労働に含むとされてきた授業や教授会等の会議については、所定労働日におけるものと明確にしました。休日における授業や教授会等の勤務は、当然時間外手当支給の対象となります。代休を取った場合でも割増賃金の支給が使用者側に求められます。
- ② 入試業務等の勤務は、振替休暇取得以外は本来時間外手当支給の対象となります。代休の場合は、25%～35%の割増賃金を使用者は支払う義務があります。しかし、大学側はこの間、法的には代休であるにも関わらず、休日の振替として処理して来ました。また入試業務については手当が支払われているとして代休の割増賃金も支払って来ませんでした。今回、教職員組合は、少なくとも、手当が支給されない休日労働の代休については、割増賃金を支払うのは当然であるとその実施を繰り返し要求しました。
- ③ 苦情処理については、職員規程の「苦情処理規程」に基づいて適切に行うこと、その内容については教職員に周知徹底を行うとの確認を行いました。

